

総合介護サービスセンター泉の里

入居のしおり（料金表）

特別養護老人ホーム 泉の里

○特別養護老人ホームとは

施設介護サービス計画に基づいて入浴・排泄・食事等の介護、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上のお世話を行います。

泉の里は、全室個室です。専任のスタッフと少人数（7～11名）のご利用者様と家族のように暮らして頂ける施設です。

○入居するには

- 1) 家庭での介護が困難である65歳以上の方
- 2) 要介護3～5の要介護認定を受けられた方
- 3) 日常的に高度な医療ケアを必要としない方

上記1～3項目全てに該当される方に利用して頂けます。

常時介護の必要な寝たきりの方、認知症の症状がある方にも安心して入居して頂けます。

例外として、要介護1・2の要介護認定を受けられた方でも次のようなケースでは、特養に入居できる場合があります。

- ①常時適切な見守りや介護が必要な認知症の症状がある方
- ②知的障害・精神障害等を伴い、地域で安定した生活を続ける事が難しい方
- ③家族のサポート、地域内の介護サービスや生活支援体制が十分ではない方
- ④家族等から深刻な虐待を受け、心身の安全・安心の確保が不可欠と思われる方

また、有料老人ホームもあります（負担料金：約8万～12万円）

○入居費用

●入居一時金・・・いたしません

●1ヶ月・・・約7万～15万円（所得における負担限度額*により異なります）

《居室料、食事負担金（3食）、水道光熱費、介護保険1割負担金

（介護費・加算等をすべて含む）

◆入居費用内訳

◇介護費（1日あたり）

要介護度	介護費	要介護度	介護費	要介護度	介護費
要介護1	625円	要介護2	691円	要介護3	762円
要介護4	894円	要介護5	828円		

◇食費および居住費（1日あたり）

食費と居住費にかかわる費用について、負担限度額の認定をお受けになっている方は、次紙の*介護保険負担限度額認定一覧のとおり食費及び居住費を減額します。

***介護保険負担限度額認定**

所得	食費	居住費	合計
[第2段階] 住民税非課税世帯で年間所得 80 万円以下の方	390 円	820 円	1,210 円
[第3段階] 住民税非課税世帯で年間所得 80 万超 266 万円以下の方	650 円	1,310 円	1,960 円
[第4段階] 上記以外の方	1,380 円	2,000 円	3,380 円

提供サービス

- 入居者：定員 55 名
- 介護：介護支援専門員（ケアマネジャー）・介護スタッフ・御本人様・御家族様と話し合いながら、お一人おひとりの状態に合わせて食事・入浴・排泄など生活全般の介護を選択して行います。
- 医療との連携：
 - 泉の里の委託医 2 名の定期回診
 - 皮膚科・歯科・眼科・耳鼻科の往診
 - 24 時間看護師オンコール体制
 - 経管栄養や、在宅酸素にも対応 ※要相談
- 機能訓練：

入所者様の心身状態に応じて、日常生活において必要な機能の減退を防止するため、理学療法士による的確な指導により計画を立案し、必要な機能訓練（平行棒内歩行訓練や起立訓練、滑車を使っての訓練、マッサージなど）を訓練指導員が実施します。

また、日常生活の中で生活リハビリ（車椅子から椅子に座り替える時に入居者自身の力でテーブルに掴まって立ち上がるなど）を、機能訓練指導員の指示に基づいて介護職が行います。

○行事 <年間カレンダー>

4 月…桜見物	10 月…ハロウィンパーティー
5 月…ちまき作り	11 月…紅葉ドライブ
6 月…花菖蒲見物	12 月…クリスマス会、餅つき大会
7 月…七夕祭り	1 月…元旦式典
8 月…花火大会、夏越し祭り	2 月…節分
9 月…敬老会	3 月…ひな祭り

その他：毎月の誕生会、レクリエーションインストラクターや日舞の先生によるレクリエーション、ドライブ、外気浴、書道教室、クラブ活動、ショッピングなど行っております。

◇加算利用料金表

日常生活継続支援加算	46 円/日	要介護 4・5 の割合が 70%以上 介護福祉士の配置が 6：1
個別機能訓練加算	12 円/日	個別機能訓練計画の作成と機能訓練の実施
夜勤職員配置加算Ⅱ 1	27 円/日	夜勤職員最低基準を 1 名以上上回った場合
初期加算	30 円/日	入所 30 日限度に加算
栄養マネジメント加算	14 円/日	管理栄養士配置栄養ケア計画の作成と栄養管理の実施
療養食加算	18 円/日	医師の指示により健康上必要な療養食を提供した場合
看取り介護加算	144 円/日	入所者・家族の同意を得た計画に基づき施設における一連の看取り介護を行った際、死亡日以前 4 から 30 日を限度に加算
	1,280 円/日	死亡日の前日・前々日
	680 円/日	死亡日
外泊時費用	246 円/日	病院への入院を要した場合および居宅における外泊を認めた場合、1 月に 6 日を限度とする
口腔機能維持管理体制加算	30 円/月	口腔ケアマネジメントに係る計画の作成と技術的助言・指導を実施
口腔機能維持管理加算	110 円/月	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入所者に対し、口腔ケアを月 4 回以上行なった場合
経口維持加算Ⅰ	400 円/月	医師の指示に基づき、摂取機能障害を有し誤嚥が認められる入所者ごとに経口維持計画を作成し、栄養管理を行った場合
経口維持加算Ⅱ	100 円/月	経口摂取を支援するために医師・歯科医師・歯科衛生士が加わり観察・会議等を行った場合（経口維持加算（Ⅰ）を算定している場合）
看護体制加算Ⅰ	4 円/日	常勤看護師を 1 人以上配置している場合
看護体制加算Ⅱ	8 円/日	最低基準に 1 を加えた数以上配置し、病院等と 24 時間の連絡体制を確保している場合
介護職員処遇改善加算（所定単位数の 5.9%）		算定要件が満たされていること

※利用料金は、食費や居住費が所得によって異なりますので、担当者へお尋ねください。

ご入所・ご入居・ご利用・介護等のご相談 [午前 9 時～18 時]

総合介護サービスセンター 泉の里 大村市東本町 583 番地

TEL：0957-54-2105 FAX：0957-52-5581

相談受付担当：在宅介護支援センター ケアマネジャー
【土勢・長岡・北・前田・石本・鍋内】